

IBM Watson Decision Platform for Agriculture

本「サービス記述書」は「クラウド・サービス」について規定するものです。該当する注文関連文書には、お客様の発注に関する価格の詳細情報および追加の詳細情報が記載されています。

1. クラウド・サービス

本「クラウド・サービス」は、アグリビジネスでの多くの用途のために、緊密に統合された方法でデータを取り込み、変換し、分析し、維持し、配布することで、より優れたデータ主導の決定を行う基盤を提供します。この「クラウド・サービス」では、お客様が「データ」を受け取ることを可能にする、アプリケーション・プログラム・インターフェース (API)、ならびに iOS ベース、Android ベース、および Web ベースのアプリケーションを使用することができます。「データ」とは、「クラウド・サービス」により提供される、気象データ、および農業関連データ (予報、天気図、表、レポート、注意報・警報および図表を含みますが、これらに限定されません。) をいいます。

1.1 オファリング

お客様は、利用可能な以下のオファリングから選択することができます。

1.1.1 IBM Watson Decision Platform for Agriculture – Foundation

本「クラウド・サービス」はお客様が農業関連の分析にアクセスできるようにします。「クラウド・サービス」には、農業関連の洞察を提供するために、衛星画像、気象データ、お客様により提供されるコンバイン、トラクター、噴霧器、土壌センサーなどのサポート対象データなどのデータを組み合わせ、地理空間の分析を実行する機能が含まれています。

1.1.2 IBM Watson Decision Platform for Agriculture – Crop Forecast

本「クラウド・サービス」は、作物の識別および作付面積の決定、ならびに作物収量の予測を含む、農業関連の分析を国または地域向けに提供します。各固有の地域および作物が分析の基盤となります。表形式または空間形式の出力は、Web ポータル、レポートまたは API を経由し、各作物および地域の生育期間中に、週次で提供されます。

1.2 オプション・サービス

1.2.1 IBM Watson Decision Platform for Agriculture – IBM Field Level Yield Models アドオン

本「クラウド・サービス」は、さまざまな作物および地域について、IBM が開発した産地レベルの作物収量予測を提供します。IBM Watson Decision Platform for Agriculture – Foundation が、IBM Field Level Yield Models アドオンを使用するための前提条件となります。

1.2.2 IBM Watson Decision Platform for Agriculture – Third-Party Field Level Yield Models アドオン

本「クラウド・サービス」は、さまざまな作物および地域について、第三者が開発した産地レベルの作物収量予測を提供します。IBM Watson Decision Platform for Agriculture – Foundation が、Third-Party Field Level Yield Models アドオンを使用するための前提条件となります。

1.3 アクセラレーション・サービス

1.3.1 IBM Watson Decision Platform for Agriculture – Customization Services

本オファリングは、お客様が受信するサポート対象データを活用するために組み込み型分析を構成およびカスタマイズするサービスを、リモートから提供します。カスタマイズに必要な時間数は、IBM が決定します。「カスタマイズ・サービス」には、サポート対象のお客様データの取り込みのカスタマイズ、「クラウド・サービス」をサポートするために必要な外部データの取り込み、お客様から供給されるデータおよび外部データの効果的な活用のために利用できる分析のカスタマイズ、ならびに成果としての洞察をお客様に提供できるようにする分析のカスタマイズなどがあります。

2. データ処理およびデータ保護に関するデータ・シート

IBM のデータ処理補足契約書 (<http://ibm.com/dpa> に公開。「DPA」)のほか、以下のリンクの「データ処理およびデータ保護に関するデータ・シート」(データ・シートまたは「DPA 別表」)にも、「クラウド・サービス」およびそのオプション(処理対象の「コンテンツ」の種類、対象となる処理活動、データ保護機能、および「コンテンツ」の保存および返却についての仕様に関連)に関する追加的なデータ保護情報が記載されています。DPA は、i) EU 一般データ保護規則 (EU/2016/679) (GDPR)、または ii) <http://ibm.com/dpa/dpl> に記載されているその他のデータ保護法が適用される場合に、その適用範囲に限り、「コンテンツ」に含まれる個人データに適用されます。

<https://www.ibm.com/software/reports/compatibility/clarity-reports/report/html/softwareReqsForProduct?deliverableId=E280FA904A4211E79342EA59690D4322>

3. サービス・レベルおよびテクニカル・サポート

3.1 サービス・レベル・アグリーメント

IBM は、以下の可用性のサービス・レベル・アグリーメント(以下「SLA」といいます。)をお客様に提供します。IBM は、下表のとおり、「クラウド・サービス」の累積的な可用性に基づき、適用しうる最大の補償を適用します。「可用性」は、契約月における分単位の総時間数から、契約月における「サービス・ダウン」の分単位の総時間数を差し引き、それを契約月における分単位の総時間数で除することにより算出され、結果はパーセントで表します。「サービス・ダウン」の定義、請求のプロセス、サービスの可用性の問題に関して IBM に連絡する方法については、IBM の「クラウド・サービス」のサポート・ハンドブック (https://www.ibm.com/software/support/saas_support_overview.html)に掲載されています。

可用性	クレジット (月額サブスクリプション料金のパーセント*)
99.9% 未満	2%
99.0% 未満	5%
95.0% 未満	10%

*サブスクリプション料金は、請求対象月に関して約定した料金です。

3.2 テクニカル・サポート

「クラウド・サービス」のテクニカル・サポート(サポート窓口の連絡先情報、重大度レベル、サポート利用可能時間、応答時間、その他のサポート情報およびサポート・プロセスなど)を参照するには、IBM サポート・ガイド (<https://www.ibm.com/support/home/pages/support-guide/>)の「クラウド・サービス」を選択します。

4. 料金

4.1 課金単位

「クラウド・サービス」の課金単位は、「個別契約書」に記載されます。

以下の課金単位が本「クラウド・サービス」に適用されます。

- 「アイテム」とは、「クラウド・サービス」の利用により管理、処理される、または「クラウド・サービス」の利用に関連する特定のアイテムが1回発生することをいいます。本「クラウド・サービス」において、「アイテム」は「エーカー」です。1「エーカー」は、4,840 平方ヤード(4,047 平方メートル)、または 0.405 ヘクタールと定義されます。
- 「時間」は、「クラウド・サービス」の合計使用時間数(1時間に満たない場合は切り上げ)を意味します。

4.2 リモート・サービス料金

リモート・サービスを使用したか否かにかかわらず、リモート・サービスは購入日から 90 日後に満了となります。

5. 追加条件

2019年1月1日より前に締結されるクラウド・サービス契約書(または同等のクラウド基本契約)については、<https://www.ibm.com/acs>に掲載されている条件を適用します。

5.1 イネープリング・ソフトウェア

イネープリング・ソフトウェアは、以下の条件で提供されます。

イネープリング・ソフトウェア	適用されるライセンス条件(ある場合)
Weather Company Operations Dashboard for Android	https://www-03.ibm.com/software/sla/slabdb.nsf/displayLIs/11DE6B4E0088700C8525827F003B2CEB?OpenDocument

5.2 使用許諾条件

お客様は、お客様の「エンタープライズ」内での社内目的に限り、本書に基づき提供される「データ」を使用、複製、および表示することができる非独占的使用権が許諾されます。ただし、本契約に定める「クラウド・サービス」および「データ」の使用に関する制限および条件をお客様が遵守することを条件とします。

以下の第5.3(j)項に記載のとおりにお客様が「第三者が接するアプリケーション」を作成する場合にのみ、お客様は、「第三者が接するアプリケーション」の一部であってかつ「第三者が接するアプリケーション」から分離できず、さらにかかる第5.3(j)項の制約事項および義務によって制限された、本書に基づいて提供される「データ」を再頒布することができる非独占的使用権が許諾されます。

5.3 利用に関する制限

- a. お客様は、「データ」の部分に含まれるか、または掲載された、特定の気象情報、データ、または予報を変更することはできません。また、その他の方法で「データ」を編集、修正、変更、およびその二次的著作物(「米国著作権法」の定義に準じる)の作成を行わないものとします。
- b. 本書に明示的に許可されているものを除き、お客様は「クラウド・サービス」または「データ」を再配布してはなりません。
- c. お客様は、「クラウド・サービス」や「データ」を、ターゲットを絞った広告やトリガー方式の広告として使用したり、テクノロジーに接する消費者ユーザーの所在地に関連する「データ」に基づいた広告(天気が誘因になる広告など)を提供したりしてはなりません。
- d. お客様は、「データ」および「派生コンテンツ」を、テレビやラジオ放送(無線、有線、衛星放送など)、または、あらゆる方法や媒体を通したり、使用したりして配信されるサブスクリプション方式のストリーミング・サービス(Sling Television、Netflix、Hulu、Amazon Prime Video、HBO GO、またはラジオに相当するものなど)により提供される種類のオフリングの一部として使用したりしてはなりません。
- e. お客様は、i) 商業上合理的な努力をもって、「データ」の部分がお客様のコンピューター・システム、製品または管理下(以下、「お客様による管理」といいます。)から収集または抽出されることを防止し、ii) 「お客様による管理」から「データ」が収集または抽出されたことが明らかになったか、またはその合理的な疑いが生じた場合は、速やかに書面にてIBMに通知するものとします。この場合、両当事者は、お客様がかかる行為を軽減し、再発を防止するための商業的に合理的な計画を誠実に協議するものとします。両当事者がかかる計画に同意できなかった場合には、お客様は「お客様による管理」からすべての「データ」を速やかに削除するものとします。
- f. お客様は、APIならびに関連する仕様および文書はIBMの機密情報であり、本SDの条件に従わない使用および開示は認められないことに同意します。
- g. お客様は、IBMが、自己の裁量で、「データ」のスタイル、形式、または内容を随時変更したり、「データ」の部分を除くまたは中止したりできることを了承します。ただし、IBMは、「データ」の重大な変更に関して、同様の立場にある顧客に連絡する際には、連絡先にお客様を含めるものとします。

- h. お客様は、気象データを分析することで得られた結果がすべて助言的性格のものであり、提供される「データ」に関して講じられるあらゆる措置および判断はお客様の自己責任で行われることを了承し、それに同意します。お客様は、本書に基づいて提供される「データ」および気象予測に依拠することに伴うリスクを了承します。
- i. お客様は、お客様の目的のためにお客様が行う「データ」の使用が許可されるか否かを自ら判断し(たとえば、航空機の運航または公共の安全の目的に対して課される制限または要件を含みます。)、必要な場合は、「データ」を実行または使用する国(複数の場合があります。))において、必要なすべての使用許諾、許可、承認もしくは認可を政府機関から取得する責任を負います。また、本SDに基づくIBMのライセンス付与は、上記のことを条件とします。
- j. お客様が第三者(お客様の取引先、ビジネス・パートナー、または製品のエンド・ユーザーなど)がアクセスできる形式または方法で、「データ」を再配布(表示、転送、実演、またはその他の方法で発信)する場合(以下「第三者が接するアプリケーション」といいます。)、お客様は以下のことに同意します。
 - (1) お客様は、現在または今後の気象や大気の状態を示すか、それらを分析することを基本的な目的とする「第三者が接するアプリケーション」の一部として、またはかかるアプリケーションを作成するために、直接的または間接的に「データ」を使用することを禁じられます。
 - (2) IBMは、「第三者が接するアプリケーション」のための気象および気象関連のコンテンツや情報の独占的な提供者です。従って、(i)お客様は、「第三者が接するアプリケーション」のいかなる場所にも、「データ」以外の気象および気象関連のコンテンツを表示しないものとします。(ii)お客様は、「第三者が接するアプリケーション」のいかなる場所にも、主たる事業内容が気象または気象関連の情報の作成、配布または表示から成る第三者から提供されたコンテンツを含めないものとします。ただし、お客様は、連邦、州、もしくは地方の政府機関、または政府の管理下にある組織から直接受領した気象または気象関連のコンテンツを含めることができます。またお客様は、「第三者が接するアプリケーション」で表示される「データ」に隣接して、IBMまたはその関連会社(地域内、領域内、国内、または海外かを問わない。)以外の気象サービスのプログラムまたはコンテンツの広告を表示しないものとします。
 - (3) お客様は、「第三者が接するアプリケーション」または製品もしくはサービスに掲載される、「データ」に隣接するその他の「コンテンツ」について、IBMが提供、是認、資金援助、保証、または承認したことを示唆することを、直接的にも間接的にも行わないものとします。

6. オーバーライド条件

6.1 コンテンツの使用

両当事者間の「クラウド・サービス」基本条件の「コンテンツおよびデータ保護」項にいかなる矛盾する規定があっても、以下の条件が優先します。

IBMは、「クラウド・サービス」改善のために「コンテンツ」を使用することができます。